

部分公開決定通知書

大東水総第1230号

平成29年1月10日

大東市泉町2丁目7番18号

光城敏雄様

大東市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局理事 松本剛

(公印省略)

平成28年12月5日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成28年12月5日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	平成25年灰塚配水場ポンプ室築造工事における変更追加工事の起案書、設計委託の契約書など一件書類
公開しないと決定した部分	① 変更設計書中の見積りの単価および見積りの単価の算出に繋がる部分 ② 設計委託の契約書
公開しない理由	① 大東市情報公開条例第6条第4号イに規定する「市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」と認められるため。 ② 文書不存在による（変更契約に係る設計業務委託を新たに行っていないため。）。

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定のあったことを知った日（大東市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、上下水道局総務課（072-871-1191）までお問い合わせください。